

経過措置料金規制の解除基準について

- 経過措置料金規制については、**次の①～④のいずれかに該当する場合**に解除ができることとされているが、そのいずれかに該当する場合であっても、**適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないもの**とされている。

経過措置料金規制解除基準	趣旨
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状态」の要件の1つ。 ✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
②直近3年間のフロー競争状況	✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。 ✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。 ✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上であり、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。 ✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

6 経過措置料金規制に係る解除基準について

● 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。

解除基準について

<旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

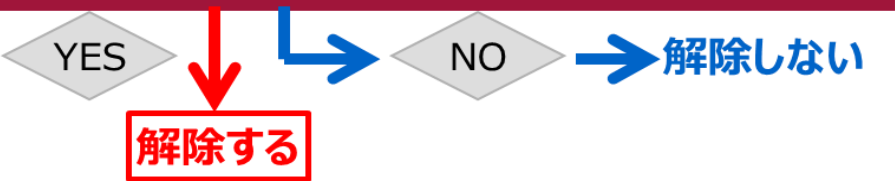
- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1／2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数
※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。
- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



<旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1／2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数
※直近3年間の合計ベース。
- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



(注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。
(注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万㎡未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000㎡未満の需要。
(注3) 旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。
(注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

- まず、経過措置料金規制の解除基準については、経過措置料金規制が課せられた事業者と課せられなかった事業者との公平性を確保する観点からは、この**解除基準を不透明なものとする**ことは**回避することが適当**。
- 他方、前回の本小委員会においては、旧一般ガス事業者に係る経過措置料金規制の解除基準として以下の4つを提示したところであるが、それぞれの解除基準を形式的に満たしていたとしても、例えば、**以下のような場合には、他のガス小売事業者等との適正な競争関係が確保されていると評価することができない**。
- このため、御指摘を踏まえ、経過措置料金規制を解除するに当たっては、お示した**解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断すること**としたい。

（注）旧簡易ガス事業者についても同様。

<解除基準①>

直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの都市ガス利用率を50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らの都市ガス利用率が50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

<解除基準②>

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数 $\times 1 / 2 \leq$ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給区域内の一般世帯の総数に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合。

（注）ただし、スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても、実際に他のガス小売事業者等との競争が進展しており、これらの者との適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。また、スイッチ等の総数は、新築着工件数など、景気動向等に左右されるものも含まれることから、仮にその総数が少ない場合においても、適正な競争関係が確保されていることがあり得る点に留意が必要。

＜解除基準③＞

直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 他のガス小売事業者のシェアの合計を10%以上とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者との協調的な行動を行うことなどにより、他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上となるように恣意的に操作していた場合。
- 都市ガスの小売全面自由化に係る小口需要における認知度が著しく低い場合。

＜解除基準④＞

小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≤自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。（経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な（付加価値のある）自由料金メニューが存在しない場合。）

- 
- また、経過措置料金規制の指定基準については、前回の本小委員会において次頁の基準を提示したところであるが、こうした「総合的に判断する」との考え方は、経過措置料金規制に係る指定を行う際も同様に採用することが適当である。
 - このため、上記の考え方については、経過措置料金規制を解除する場合のみならず、指定する場合においても同様に採用することとしたい。

（注）簡易ガス事業者についても同様。